

○茨城県立医療大学附属病院手術室運営・輸血療法委員会要項

平成29年1月30日第14回病院幹部会議

(目的)

第1条 茨城県立医療大学附属病院において安全適正な手術室運営並びに輸血療法を行うことを目的として、この要項は茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院手術室運営・輸血療法委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 診療部医師
- (2) 看護部看護師
- (3) 医療技術部薬剤師及び臨床検査科技師
- (4) 病院管理課員

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 手術室の運營業務に関する事項
- (2) 輸血療法管理に関する事項
- (3) 輸血療法の実情把握ならびに広報・教育・指導に関する事項
- (4) 手術室運営・輸血療法のマニュアル作成に関する事項
- (5) 輸血責任医師の推薦に関する事項
- (6) その他安全適正な手術室運営並びに輸血療法に関する事項

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長を置き、病院長が委員長を指名する。

2 委員会には、委員のうちから互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集する。

2 委員会は原則として年6回開催する。ただし委員長が必要と認めたときには臨時に委員会を開催することができる。

(会議の成立)

第6条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員が委員会に出席不可能な場合には、当該部門より代理者を出席させることができるものとする。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長は必要と認めるときは委員以外の職員を委員会へ出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

2 委員長は必要と認めるときはオブザーバーとして業務委託事業者の出席を求めることができるものとする。

(議事録)

第8条 議事録は事務局が作成し、議長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録一部を病院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(周知)

第9条 委員会での審議結果については各部署への周知徹底をはかる。ただし、審議内容によってはこの限りではない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、各部分担し、病院管理課で取りまとめる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において決定する。

付 則

1 この要項は、平成29年1月30日から施行する。

2 茨城県立医療大学附属病院手術室運営・輸血療法部会要領（平成18年4月10日第2回幹部会議）は廃止する。